

メリット制の適用要件の改正

建設事業

保険関係成立時期 又は 収支率算定対象年度	平成23年度まで		平成24年度以降	
	メリット制の対象となる要件	増減幅	メリット制の対象となる要件	増減幅
大規模な建設工事 (単独有期事業)	建設工事の確定保険料が100万円以上 又は 請負金額が1.2億円以上	±40%	建設工事の確定保険料が <u>40万円以上</u> 又は 請負金額が1.2億円以上	±40%
中小規模の工事をまとめて 一つの事業としている場合 (一括有期事業)	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±40%	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±40%
			年間の確定保険料が合計 <u>40万円以上100万円未満</u>	<u>±30%</u>

立木伐採事業

保険関係成立時期 又は 収支率算定対象年度	平成23年度まで		平成24年度以降	
	メリット制の対象となる要件	増減幅	メリット制の対象となる要件	増減幅
大規模な事業 (単独有期事業)	立木伐採事業の確定保険料が100万円以上 又は 素材生産量が1,000立方メートル以上	±35%	立木伐採事業の確定保険料が <u>40万円以上</u> 又は素材生産量が1,000立方メートル以上	±35%
中小規模の事業をまとめて 一つの事業としている場合 (一括有期事業)	年間の確定保険料が 合計100万円以上	±35%	年間の確定保険料が合計100万円以上	±35%
			年間の確定保険料が合計 <u>40万円以上100万円未満</u>	<u>±30%</u>

【改正後の要件の適用時期等について】

単独有期事業 平成24年4月1日以降に、労災保険の保険関係が成立した事業に、改正後の要件が適用されます。

一括有期事業 メリット収支率を算定する「連続する3保険年度」について、上表の区分にしたがい、3保険年度のいずれも要件を満たす場合にメリット制が適用されます。
「連続する3保険年度」に平成24年度以降の年度が含まれ(平成22,23,24年度)、年間の確定保険料の額が40万円以上100万円未満の年度が1年度でもある場合、±30%の増減幅が適用(平成26年度)されます。